

### 家庭裁判所の調停(家事調停)とは？

夫婦、親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

公開の法廷で証拠を出し合って争う裁判(訴訟)とは異なります。

### 調停のすすめ方

- \* 調停は平日で、おおむね1回2時間程度です。
- \* 当日は、調停委員が中立の立場で、それぞれから話をうかがいます。原則として、話は別々にうかがい、一方の意見を他方に伝える形で交互に進めますが、調停の成立時や期日の終了時等、必要に応じて同席いただく場合もあります。
- \* 調停委員には秘密を守る義務がありますので、調停の内容が外部に漏れることは一切ありません。安心してお話しください。
- \* 調停の結果、話がまとまった場合は調停成立となり、合意ができた内容を記載した調停調書が作成されます。調停調書に記載された内容は、裁判の判決と同じ効力を持ちます。  
話がまとまらない場合は調停不成立となり、調停手続は終了しますが、本件については、そのまま審判手続に移り、家庭裁判所が結論を出すことになります。

(お願い)

- \* 調停を続けるときは、次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。次回調停はだいたい1か月から1か月半ほど先になりますので、1回の調停を有効に使っていただき、**決められた期日には欠席・変更のないようご協力ください。また、調停当日には、1か月から2か月先の予定が分かる手帳などをお持ちください。**
- \* あらかじめ家庭裁判所に伝えたい事情がある場合は、電話ではなく、**できるだけ書面に書いて調停期日前に提出してください。**
- \* 書面を提出するときは、**「裁判所に書面を提出される方へ」をご覧ください。**あなたが裁判所に提出された書面は、**反対当事者が閲覧・謄写をする可能性があります。**
- \* **調停にお子さんをお連れになることは控えてください。**やむを得ないときは、調停の間、お子さんの面倒をみていただける方を同伴するようお願いいたします。
- \* 調停においては**録音が禁止**されていますので、録音機の持ち込みはご遠慮ください。

### 法律相談等を行う公的機関

- 1 法テラス石川 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内  
(資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や、弁護士費用の立替を受けることができます。) 電話受付時間 平日 午前9時～午後5時
- 2 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374  
(法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。) 受付時間 平日：午前9時～午後9時 土曜：午前9時～午後5時

## 参 考

### 面会交流の調停について

#### 面会交流とは (根拠: 民法766条)

面会交流とは、離婚後又は別居中に、子どもと一緒に暮らしていない親が、子どもとの面会等により子どもと交流することです。家庭裁判所は、面会交流の内容を決める際には、子の利益を最も優先して調停を行っています。

#### 面会交流調停とは

面会交流の具体的な内容や方法等については、まずは父母で話し合って決めることとなりますが、協議ができなかったり話し合いがまとまらない場合には、面会交流の調停を家庭裁判所に申し立てることができます。

家庭裁判所は、子どもの健全な成長のために、子どもが暴力を受けたり、精神的にかなりの負担を強いられるなどの子の福祉を害する事情がない限り、面会交流を行うことが望ましいと考えています。調停は、非公開の場で、調停委員会の助言を受けながら「話し合いによる円満な解決」をめざすものです。

#### 面会交流の実施にあたって

子どもにとっては、お父さんもお母さんもかけがえのない親です。子どもがすこやかに育っていくためには、一方の親だけではなく、両親から成長を見守られ、愛されることが必要です。面会交流がうまく行われていると、子どもはどちらの親からも愛されているという安心感を得ることができると言われています。

面会交流は、子どもが成長する間、長く続くものです。継続的で、有意義な面会交流を行うために、父母が、子どもの成長のためという共通認識を持つことが大切です。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの幸せを長い目で見て、父母が子どものためにどう補い合えるかを考え、お互いに協力する必要があります。

#### 調停・審判の流れ

